

(2) 金銅装鈴付太帯について

梅澤重昭

綿貫觀音山古墳出土の金銅装鈴付太帯は、現在のところ他に類例は知られていない。しかし、鈴飾りのない金銅表飾板装太帯は、前橋市山王金冠塚古墳出土例と、奈良県斑鳩町藤ノ木古墳出土例の2例が知られ、金銅表飾板装太帯事例としては、都合3例ということになる。

こうした僅少出土例の金銅表飾板装太帯ではあるが、目を埴輪人物像の服飾表現に転じてみると、いわゆる盛装男子像とされるものなかに、太帯の着帯を表現したものが存在しており、当時の服飾具の一具に太帯が儀礼装具として位置づけられていたことが推定される。埴輪人物像の太帶着帯例から推定するかぎり、太帯とされるものには綿貫觀音山古墳事例のごとき金銅表飾板装としない皮革装、あるいは布帛装とする通常のものが普遍していたことも充分に推定されるが、その材質からして長年月が経過するなかで、他の有機質の服飾類とともに腐蝕・遺滅してしまい、その遺例を残存せしめることにはならなかったのであろう。かかる太帯の材質的特徴から判断して、綿貫觀音山古墳出土の金銅表飾板装鈴飾太帯は、太帯の一種類として位置づけられるべきものであり、それが極めて儀礼装具としての性格を強くした服飾具の一つであることは間違いないところである。

よって、本稿においては、まず、金銅表飾板装太帯3事例と、埴輪人物像太帶着帯事例を取り上げ、その服飾具としての特色、系譜について検討を加えたいと思う。

① 金銅表飾板装太帯の事例

綿貫觀音山古墳出土の金銅装鈴付太帯（以下、金銅装鈴飾太帯と呼ぶ）については、第3章3で、その形態的特徴を詳述している。本節においては、まず、前橋市山王金冠塚古墳出土の金銅表飾板装太帯（以下、金銅装太帯(1)と呼ぶ）と奈良県斑鳩町藤ノ木古墳出土の金銅表飾板装太帯（以下、金銅装太帯(2)と呼ぶ）について、その形態的特徴について観察

することとする。

(a) 金銅装太帯(1) (前橋市山王町金冠塚古墳出土)

金冠塚古墳は、利根川本流（当時の）の右岸に広がる前橋台地の平野部を背景に、利根川右岸の河崖縁に発達した高燥地に占地する前方後円墳（全長52.25m）で、主体部は角閃石安山岩截石切組み積み側壁の両袖形横穴式石室（全長不明、玄室長3.64m、同奥壁幅2.42m、同天井高不明）である。大正4年に墳丘が開墾され、その時に発掘された石室出土遺物類には、本金銅装太帯の他に、山字形金銅装冠1、冑1、槍身5、銀環4、金銅環5、雲珠1、辻金具1があり、それらは現東京国立博物館に収蔵されている。その後、昭和56年に前橋市教育委員会の調査でも金銅製半球形服飾品、挂甲小札類、鉄鎌類が発見されている。武器類、馬具類など、すでに失しているものが多いなかで、特に注目されるのは、葬送儀礼装具の山字形金銅装冠と金銅装太帯とが同時に、副葬されたという事実である。

金銅装太帯(1)は、折損していて全長は不明であるが、幅は帯端寄りで11.3cm、中央位で12.0cmを計る。帯端がやや幅を狭め、舌端形をした丸造りであるが、全体形は同一幅の形状に截断されたものといえる。縁部には帯裏地を留める丸鉢（頭径0.25cm、鉢足径約0.10cm）を芯心間隔1.00～2.20cmで千鳥掛けに配して、その間を縫って細刻した波形列点文を刻み、さらに、その両側に楔形刻印列点文を配している。楔形刻印列点文の間隔は帯体上位縁部が0.6cm、同下位縁部が0.5cmと若干異なるが、その刻印方向は上位縁部は右→左方向、下位縁部は左→右方向である。すなわち、帯縁部の留鉢を主体とする装飾文帯は右→左方向に一周し刻まれたことになる。帯左端部から約26.0cmの帯幅中央部位に金銅製鉸具を装着する座金が6ヶの丸鉢で留められている。それに対応する右帯端舌状端部は破損がひどく、鉸具とセットになる鉈尾（留帶）を装着したとすべき鉢留めは明らかでない。鉸具座金は長径2.9cm、短径2.2cmの橢円形で、その断面は偏円形縁鍔付きで、縁頸部で帯本

第6章 小 結

体の表飾板に銛留めしている。その座金中央位には銛具蝶番を通す枘穴を帶本体の表飾板のものと重ねて穿ち、その枘穴に通した銛具蝶番の端部を表飾板裏に両開きに折りまげ、圧着したものと座金固定の銛で留めている。銛具は全形が茄子形で、爪長2.8cm、爪径は中央位で約0.2cmの丸棒形である。蝶番幅は、1.2cmを計る（以上、本太帯の観察事項については、東京国立博物館考古課・古谷毅氏の資料提供を受けた）。

金銅表飾板の中央位には穴が2ヶ認められているが、その部位は着帯時の左腰部に相当する。吊佩する刀剣類の鎖緒通し穴と推定される。

以上のごとき外形的特徴を示す金銅装太帯(1)の本体部を観音山古墳出土金銅装鈴付太帯を対比して見ると、全体形において帶端丸造り形という点では意匠的に異なるとともに、縁部の帶裏地銛留め仕様という点でも異なる。しかし、銛具を用いて着帯するその方式において同じである。銛具着帯式太帯と分類されるものであり、その基本形態で、無吊飾式と細分されよう。

(b) 金銅装太帯(2) (奈良県斑鳩町藤ノ木古墳出土)

藤ノ木古墳は、法隆寺西南部にあたる隣接地に位置する円墳（径48.0m、高さ9m）で、埴輪類が樹立された古墳とされる。主体部は自然石・割り石積み両袖形横穴式石室（全長14.2m、玄室長6.14m、同奥壁幅2.73m）で、刳貫形家形石棺を安置した。玄室内には玄門寄り左側壁沿いに供献の土器類、石棺と奥壁との間隙部には馬具類の金銅製品を副葬していた。石棺内には2体の遺体が納められ、副葬品に銅鏡4面、服飾品類（金銅製冠1、太帯1、飾履2、矩形金銅製品1、金製勾玉、金銅製梶子形玉、空玉、耳環、銀製垂飾金具、剣菱形金銅製品魚佩、ガラス玉、玉簾状小玉連）、刀剣類（玉纏大刀、三輪玉、刀子）、金銅製歩搖等が存在した。

藤ノ木古墳出土の金銅装太帯(2)は、刀子類をともない、折りたたまれた状態で、遺体足部に金銅製冠、飾履とともに置かれていたことが看取できる。全長

106.8cmが復原される。帯幅は、中央位で下縁が若干膨らみを示す短冊形の形態である。帯幅は、中央位で12.6cm、左端部で11.0cm、右端部で11.3cmを計る。周縁部に帶裏地を櫻る2個一対の櫻り穴が2.0cm前後の間隔で穿たれ一周する。櫻り穴径は、いずれも0.15cm内外である。櫻り穴の仕様は観音山古墳の金銅装鈴飾太帯とほとんど同一の仕様である。

本太帯の着帯装具は、観音山古墳の金銅装鈴飾太帯や金銅装太帯(1)のごとく銛具装着は明らかではなく、別の装具と推定される。棺内から、太帶着帯装具に該当する銛具類は検出されておらず、別的方式が取られていたものと考えるのが無理がない。帯右端中央位および、帯左端から18.0cmと26.0cmの部位に6.4cmの間隔を取って対になる位置に縦位3個2列の計6個からなる小孔群がある。これを銛具類装着孔とするには座金固定の痕跡がなく、緒通し孔とした方が妥当性があろう。すると、銛具金物類の認められない本金銅装太帯(2)の着帯方式は緒締めによるものとするのが適わしく、この場合、一対構成の左緒留め穴群に対して、右緒留め穴群は単一構成ということになり、右緒に対して左緒が意匠性・機能性に主体性を帯びたものであったことも推察できよう。銛具着帯式の太帯に対して、緒締め着帯式太帯として分類すべきものであろう。

なお、本金銅装太帯(2)には、長辺の一辺（上縁部）に帯左端から43.5～56.5cmの間の13.0cmの部位に径0.5～0.7cmの円孔が4ヵ所に穿けられているが、その左端孔は縁辺部を切り落としている。着帯緒締部を腹部正面位に置くと、これらの孔の部位は左側腹部から前腹部に相当する。一式をなす刀子類などの佩帶吊緒（鎖）の装着孔とするのがふさわしい。

以上、金銅装太帯(2)について、その形態、櫻り穴、着帯緒装着孔、刀子類等吊緒装着孔等について推定を試みたが、これらから復原し得る形状は、帯本体が胴廻り88.0cm内外で着帯され、帯左端部18.0cmの部位が右端部の下に重なるもので、これは他の太帯例とも共通する着帯方式であるが、着帯緒め具を緒とする点において異なる。下縁膨れ短冊形緒締式太

2. 遺物に関する考察

帶とすべき形態である。

② 金銅装太帯 3種の分類

観音山古墳出土の金銅装鈴付太帯、山王金冠塚古墳出土の金銅装太帯(1)、藤ノ木古墳出土の金銅装太帯(2)の3点は、帯幅において、9.4~12.6cmの範囲に収まる規模である。これらは、当時存在したと考えられる晋尺や高麗尺に換算してみると、第43表のごとくあり、必ずしも完尺としては適合しない。仮に晋尺をもって寸法取り（截断）を行ったものとすれば、金銅装鈴付太帯は3.92寸となり、4.0寸に近い帯幅となる。金銅装太帯(1)は4.96寸であり、ほぼ5.0寸の帯幅となる。金銅装太帯(2)は、端部が4.6寸、中央位が5.25寸となる。これに対して、高麗尺を使用した場合は、金銅装鈴付太帯は2.69寸となり、2.7寸に近い寸法となる。金銅装太帯(1)は3.4寸となり、また、金銅装太帯(2)は端部が3.15寸、中央位が3.6寸の帯幅となる。常識的に考えれば寸法取り（截断）は完尺に近い数値を採用する方が、特別の規制がない限り、截断・加工は為易い。そのことから勘案すれば、現存金銅装太帯3種については早くから列島地域に定着していた晋尺系の尺度をもって截断されたとする可能性が高いとすべきであろう。

特に、金銅装太帯3種のうち上毛野地域に由来する2種は、晋尺系尺度をもって寸法取り（截断）された公算大で、これは綿貫観音山古墳の墳丘企画・設計が晋尺をもって施行されたこととも一致し興味深いものがある。これらの帯幅は、必ずしも中国大陆や朝鮮半島地域の当時の服飾規制にならってなされたものではないようである。彼の地における

第43表 金銅装太帯3種の帯幅尺度換算

(小数点以下2位四捨五入)

	帯 幅	晋尺換算 (1尺24cm)	高麗尺換算 (1尺35cm)
1 金銅装鈴付太帯	9.4cm	3.92 (4.0寸)	2.69 (2.7寸)
2 金銅装太帯(1)	11.9cm	4.96 (5.0寸)	3.40 (3.4寸)
3 金銅装太帯(2)	11.0cm(端部) 12.6cm(中央位)	4.58 (4.6寸) 5.25 (5.25寸)	3.14 (3.15寸) 3.60 (3.6寸)

る跨帶とはいぢるしい相違が存在する。跨帶の制式に倣いながらも、列島地域にあって独自に形成されていた儀装的服飾意匠にもとづいて制作された帶とするのが適わしい。

着帶方式も、左前あわせという点で3種とも共通している。

以上のごとき共通的特徴を有する金銅装太帯は、次に、その着帶方式において、2種が存在し、次のごとく分類できる。

(a) A類 鉸具着帶式 { 金銅装鈴付太帯
金銅装太帯(1) }

(b) B類 緒締め着帶式 金銅装太帯(2)

一方、金銅装表飾板の全体形をもって分類すれば、次のように区分できる。

①第1形 短冊形（帶端截断直角形）太帯

{ 金銅装鈴付太帯
金銅装太帯(2) }

②第2形 丸造形（帶端截断舌端形）太帯

金銅装太帯(1)

第I形は、両帶端が直角截断されたものであるが、帯幅が一定幅（4.0寸幅）の金銅装鈴付太帯と、帯幅が中央位下縁に張りをもつ金銅装太帯(2)（帯端4.5寸、中央位5.25寸）とがある。前者は第I-1形、後者は第I-2形とに細分する。

第II形は、両帶端が舌端形に截断されたもので、知見例は現在のところ、帯幅が5寸、一定幅の金銅装太帯(1)の事例のみで、第II-1形に分類する。

以上の分類にもとづいて、金銅装太帯の分類を整理すれば、第179図のとおりとなり、現存3種以外の

事例の存在も推定されるが、他に事例は明らかでない。むしろ、金銅装鈴付太帯のごとき、鈴吊飾の太帯がA類-I-1形太帯に位置づけられることは、そのモデルが鈴吊飾跨帶板を装飾する跨帶にあり、それに系譜的に連なるものではないかということが注意される。

この第179図の金銅装太帯の分類にしたがえば、A類の鉸具着帶式太帯には、第I-1形の短冊形同幅式太帯で、しかも有飾式であ



第179図 金銅装太帯の分類

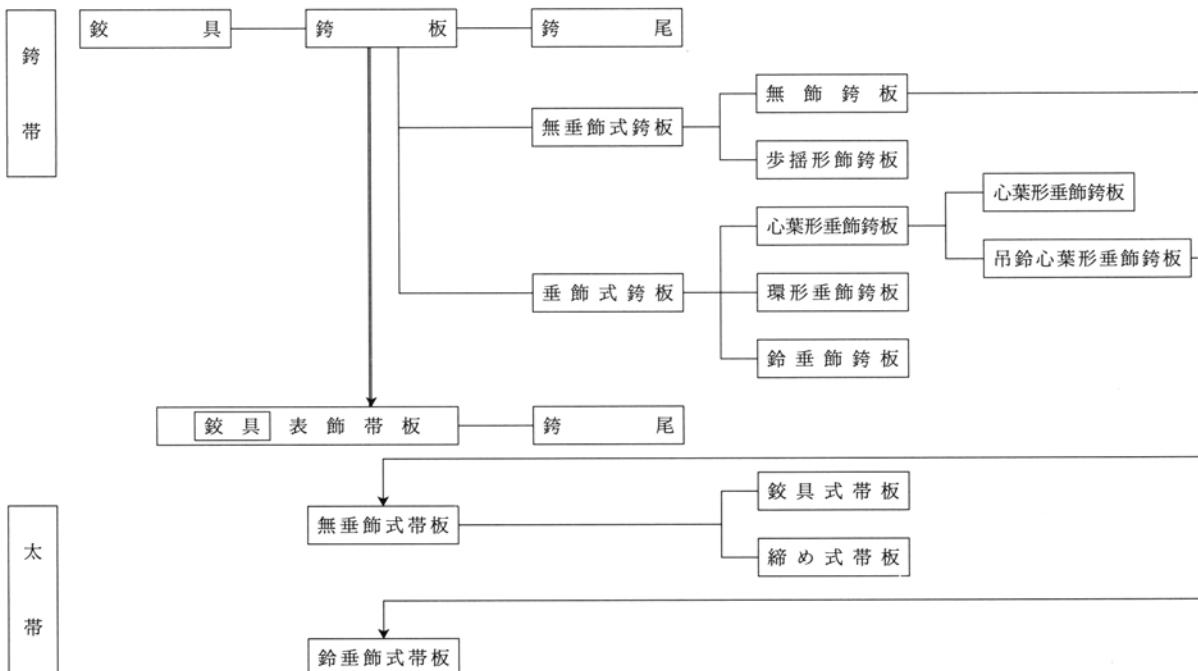
るところの金銅装鈴付太帯と、第II-1形とされた丸造形同幅式太帯で、無飾式の金銅装太帯(1)とが位置づけられるが、ここで注意したいのは、両者とも上毛野地域の後期前方後円墳から出土しているという点である。

A類—I-1形の金銅装鈴付太帯出土の綿貫觀音山古墳とA類—II-1形の金銅装無飾太帯出土の山王金冠塚古墳について見ると、両者は前方後円墳であるが、後者が墳丘全長52.25mと、前者の全長97.5mに対し、ほぼ2分の1強の規模である。主体部横穴式石室も角閃石安山岩截石積み構造という点において共通しているものの、後者の場合、玄室長3.64mと小規模であるが、玄室奥壁材および側壁根石材に大形石材を採用し、石材加工技術の面において後出性が認められる。後出タイプとすべきものであろう。また、副葬品の組成として注目されるものに、儀装服飾類として、前者が金銅装鈴付太帯以外を伴わないのに対して後者の場合、金銅装山字形冠を

伴っているという相違の見られる点である。金銅装山字形冠の遺例は、類例が朝鮮半島地域にあっては主に新羅系の遺品に見られるところであるが、彼地にあっては金銅装太帯の遺例は認められず、それに相等するものとしては跨帶が普遍的に存在するという事実が指摘できる。

山王金冠塚古墳にあっては、「金製・金銅装山字形冠+跨帶」という新羅系の儀装服飾制を踏まえてはいるものの、「金銅装山字形冠+金銅装太帯」という儀装服飾制を独自に両端丸造り一枚板の表飾板を帶地に張った金銅装太帯に改変することによって編み出しているのである。金銅装太帯(1)は彼地には存在しない独自の習俗を背景に制作されたものなのではないだろうか。

一方、綿貫觀音山古墳にあっても、朝鮮半島地域に普遍的に存在した「金製・金銅装冠+跨帶」という儀装服飾制に倣うことなく、独自に金銅装鈴付太帯を創出している。恐らくは、すでに列島地域にも



第180図 鎏帶と太帶の系譜

たらされ、一部に採用されていた鈴吊飾式鎔板を飾る鎔帶を着用する儀装服飾制に倣って、独自に編み出されたものであり、その背景には、鳴器であるところの鈴を儀装服飾具に採用するという宗教的習俗の拡まりがあったことは無視出来ないであろう。ちなみに、鈴吊飾式鎔板の出土例としては、岡山・牛文茶臼山古墳出土例、京都市・穀塚古墳出土例、埼玉県・埼玉稻荷山古墳出土例があり、これらがいずれも、綿貫觀音山古墳に先行する5世紀後半期に出現在した古墳であることは、鈴吊飾式鎔帶が綿貫觀音山古墳出土の金銅装鈴付太帶の創出に何らかの影響を与えていたといつてよいのではないだろうか。

ところで、鈴吊飾式鎔板をもって帯を飾る鎔帶事例は、中国東北地域（旧満州）からシベリア東部、沿海州地域に拡がりを持った女真族系の北方民族が遺した墳墓の副葬品のなかに、しばしば認められる。その多くは青銅鑄造の鎔板にこれも青銅鑄造の鈴を吊飾したもので、1鎔板に1鈴、あるいは1鎔板に3鈴を吊飾するものがあり、鎔板図柄は獸首を半肉彫で表現したものが基本形である。鎔板縁部には上下縁部に単円孔を一列に配したもの、あるいは四ッ葉様透し穴を一列に配したものなどがある。これら

の鎔板が時期的には5世紀代から6・7世紀代にまたがり盛行したものであることは、鈴飾式鎔帶が、当時にあって辺縁の東北（旧満州）地域を中心に勢力を拡げた北方系狩猟、遊牧民族の儀装服飾具の一つとして拡まっており、それが当地域の宗教的習俗と深く関わって発達したものであることをうかがわせて、興味深いものがある。鈴吊飾式鎔帶の出現は、汎東北アジア的な拡がりをもっていたシャーマニズム的な土俗信仰と関わって、その観・巫女の儀装服飾具として普遍していたことが推定される。

綿貫觀音山古墳の金銅装鈴付太帶も、東北アジア地域の辺縁に位置する列島地域に古くから伝えられていた土俗習俗が背景にあって、独自な儀装服飾具として創出された鎔帶の一変種ではなかったかと考えるのである。

かかる観点から、現存3種の金銅装太帶のなかでは、綿貫觀音山古墳の金銅装鈴付太帶が初期の太帶の性格を有するものと思考され、それに倣って、無鈴飾式の太帶、さらには着帶方式において鎔具式太帶から緒締め式太帶というより列島的意匠ともいえる藤ノ木古墳出土の金銅装太帶(2)が創出されることになったのではないか。現存金銅装太帶3種の系譜

をたどれば、第180図に示すごとく、鎧帶の一変種として位置づけることができると思う。

③ 墓輪人物像に見られる太帶着帯事例

金銅装太帶の発見事例は、現在のところ3例と少なく、古墳時代の服飾具としては、後期古墳の極限られた副葬品で、それがきわめて儀装的性格の強い服飾具の一つであることをうかがわせる。こうした金銅装太帶は、皮革、あるいは布帛製の帶裏地に帶表表飾板として縁隠りして張った構造のものであることは、詳しく述べてきたところである。そのことから想定されることは、遺品としての実物は知られていないが、金銅製表飾板を張らない皮革・布帛製の帶表をもつ太帶も存在しただろうということである。金銅装太帶の実物遺例が稀少であるという背景には、皮革帶表、あるいは布帛帶表（この場合、錦織などが想定される）の太帶がむしろ普遍しており、金銅製表飾板を張る金銅装太帶は、その変種と位置づけるべきものなのかも知れない。金銅装太帶は、中国大陆・朝鮮半島地域から導入された金工技術の普及・発達を背景にして、彼の王朝社会にあっては、身分・地位を象徴する服飾具として位置づけられていた鎧帶にヒントを得て、すでに普遍していた皮革帶表、あるいは布帛帶表の太帶の変種として編み出されたファッショニズムの強い、しかも、その背景には東北アジアの北辺域にあたる中国東北地方（旧満州地方）から朝鮮半島地域、そして、シベリア・沿海州地方にわたり広く分布し、わが列島地域にも拡めていたシャーマニズムの祭祀儀礼の習俗に則って、この列島地域において創出された儀装服飾具の一具ではないだろうか。

ところで、墓輪人物像の服飾表現については、その細部の表現が簡略化し、一つの約束ごとを象徴的に造形表現するという特色が一般的である。こうした墓輪人物像にあって、腹部結縛の服飾具の表現には、紐をもつしたものと、帶をもつしたものとがある。紐を表現したものは粘土紐を胴廻りに一廻している。胴部に一定の間隔を取って二重に廻した粘土紐を表現したものもあるが、これは後述するよ

うに太帶を表現したものであろう。実際の遺物例として、前橋市・不二山古墳出土遺物類のなかに、幅2.24cmと2.05cm内外の周縁に隠り穴をもつ金銅製帶状板断片が3枚出土しており、その全長は137.5cmに及ぶ。太帶の長辺部縁飾り板とした場合、2.24cm幅のものは長さ77cmが残存していて、帶長に矛盾はない。皮革あるいは布帛製帶表の縁飾り板とするのが適わしく、その遺例の存在することを紹介しておくこととする。

紐に対して帶は、ある一定幅の短冊形粘土板を腹部に一廻した表現のものが該当しよう。その帶幅の表現には、狭・広のバラエティーのあることが注意される。それらは、一般に「細帯」・「太帯」と区別するのが妥当と考える。こうしたなかにあって「太帯」とするものは、下腹部を腹巻き様に巻く幅広な帶表現のものと認識して置きたい。

以上のごとき前提のもとで、墓輪人物像の着帯事例について、現在、公刊されている墓輪類紹介の全集や図録から明瞭な事例を拾い出すと、次表に掲げるものが目に止まる。まず、帶幅の狭い「細帯」着帯人物像17例については、それらの出土古墳が蕃上山古墳や、原山1号墳のごとく5世紀中～後期に位置づけられるものがあり、関東地方においても、初期の段階の墓輪人物像のなかに、その事例が普遍的に認められるということが注意される。前橋市旧上川渕村出土と伝える彈琴男子像や、太田市塚廻り4号墳出土墓輪人物像群のように6世紀前半代までのものに特徴的なものが認められる。それらの遺例は5世紀中期から6世紀前半代の事例に集中しているといえる。このことは列島地域における鎧帶事例の多くが5世紀代の古墳の副葬品であるということに照らして見たとき、墓輪人物像に見られる細帶着帯の表現の盛行が、鎧帶着帯服飾制を模倣した儀装服飾制に依拠し、拡まったものと考えられはしないかということである。しかも墓輪人物像に見られる当該「細帯」の事例の多くが東日本の地域に分布するという傾向は、前に指摘したごとく、在来からのシャーマニズム習俗が東国地域には根強く存在し、

第44表 「中幅帯」を表現した埴輪人物像

名 称	出土地（古墳）	時期	帶 の 特 徴
1 飾り襟の男子立像	奈良県三宅町石見	5 C後	やや幅は狭い。上下縁辺と中央位に平行する三沈線を引く。腹部前面でボタン形の帶締め具を表現。
2 檜を掛けた男子立像	藤井寺市蕃上山古墳	5 C中～後	横にハケ目を引いた中幅の帶。無文。
3 琴を弾く男子椅座像	前橋市旧上川渕村 (広瀬古墳群内の1基)	6 C初	鋸歯文交互に赤色を塗彩する。中幅の帶。左腰に頭椎大刀を佩く。
4 琴を弾く男子椅座像	埼玉県川本村舟山古墳	6 C前	中幅の帶。無文。左腰に頭椎大刀を佩く。左脇前に刀子を吊る。
5 椅子に腰掛ける巫女	群馬県大泉町古海	6 C前	中幅の帶。鋸歯文を表現。帶端丸造り。垂れ帶を前腹部に「へ」形に表わす。
6 檜を肩から腰に巻く巫女立像	群馬県箕郷町上芝古墳	6 C	中幅。鋸歯文の中幅の帶を右肩から下げ腰廻りに巻く。帶端は丸造り。
7 ひざまづく男子	茨城県岩瀬町青木		中幅。無文。帶表部に赤色塗彩。左腰に大刀を佩く。
8 ひざまづく男子	野田市出土		中幅無文の帶はやや太帯様に幅広。
9 ひざまづく男子	太田市塚廻り4号墳		中幅無文又は赤彩、左脇腹部に垂れ帶を「へ」形に表現。腰に大刀小箱を吊る。
10 胡座する男子	高崎市八幡原町		中幅。水玉様刻み円を表す。左腹部に佩く大刀に左手を添える。
11 盛装男子立像	伊勢崎市安堀		中幅。無文。左脇に鞆。右前腹部に大刀を佩く。
12 琴を弾く男子胡座像	横須賀市蓼原古墳	6 C初	中幅の帶は板状で帶表に赤色塗彩した鋸歯文を表わす。帶の仕様は3の彈琴像と極似する。
13 二山冠をつけた左肩に鍔を負う男子立像	福島県泉崎村原山1号墳	5 C末～6 C初	中幅の帶は板状、帶表無文様。前腹部に「へ」形に帶端丸造りの帶を垂らす。垂れ帶はやや細身に表現される。
14 頭に壺をのせる男子立像	福島県泉崎村原山1号墳	5 C末～6 C初	中幅の帶は板状、帶表無文様。前腹部に「へ」形に帶端丸造りの帶を垂らす。垂れ帶はやや細身に表現される。
15 琴を弾く男子椅座像	千葉県芝山町殿田部古墳	6 C後	中幅の帶は板状。帶表無文様。
16 椅子に座す男子像	太田市塚廻り4号墳	6 C前	中幅の帶は板状。帶表無文様。腹前に「へ」形の垂れ帶を飾る。左腰に大刀を佩く？。
17 左手をかかる男子立像	太田市塚廻り4号墳	6 C前	中幅の帶は板状。帶表無文様。左脇腹に「へ」形に垂れ帶を飾る。

第45表 広幅の帯を表現した埴輪人物像

名 称	出土地（古墳）	時期	帶 の 特 徴・その他の表現
1 冠をつけた盛装男子立像(双脚)	群馬県大泉町古海	6 C中～後	広幅の帶の表の装飾文は杉綾(羽状)文を全面に表わす。右前脇に大刀を佩く。着装具の表現は無い。冠の立飾は二山形文。
2 帽子をかぶる盛装男子立像(双脚)	太田市由良	6 C後	帯幅は太帯としてはやや細身の板状。右腰部から大刀、左腰前に皮革・左腰に鞆を吊る。無文。
3 帽子をかぶる盛装の鷹のい男子立像(双脚)	太田市脇屋オクマン山古墳。=円墳=	6 C後	2段に間隔を空けて、細い紐を平行に廻す。太帯縁取りを二条の細紐で表現か。帯表は無文。左腰に鞆を吊る。
4 鈴付帽子をかぶる盛装男子立像(双脚)	藤岡市白石	6 C後	広幅な帯表は上下縁とも二重に膝穴の線刻を重ねる。その間に鋸歯文を線刻する。
5 冠をつけた盛装の男子立像(双脚)	群馬県赤堀町	6 C後	2段に間隔を空けて、細紐を平行に廻す。太帯の縁取りを二条の細紐で表現か。右前腹部に大刀を差す。3の事例に類似する。
6 盛装の男子立像(双脚)	群馬県境町上武士(伝天神山古墳)	6 C後	3・5とほぼ同じ帯の表現。2段に間隔を空けて平行に細紐を廻らす。帯の縁取りを表現か。下段細紐の左前腹部に大刀を佩く。
7 帽子をかぶる盛装の男子立像(双脚)	藤岡市本郷	6 C	3・5・6とほぼ同じ帯の表現。2段に間隔を空けて平行に細紐を廻らす。太帯の縁取り部を表現か。下段細紐の前腹部に大刀の吊手緒の痕跡を残す。
8 椅子に胡座する盛装の男子像	高崎市綿貫観音山古墳	6 C後	比較的幅広に表わした帯は、上下縁と中央位に沈線を平行に引き、その部分に刻目を連ね縫い取りを表わす？。上下2段に鋸歯文を表わし、一周5個の鈴を飾る。
9 振り分け髪の盛装男子立像(双脚)	高崎市綿貫観音山古墳	6 C後	比較的幅広の帯は板状。帯表は無文様。鈴を飾る。腹部前面に花形緒の緒を表現し、その下部に大刀を吊る。
10 盛装男子(部分)立像(双脚)	高崎市綿貫観音山古墳	6 C後	比較的幅広な帯表は、上中下に等間隔の沈線を引き、2段に鋸歯文を線刻で表現。沈線上に点刻を表わす。
11 杯を捧げ持ち胡座する巫女像	太田市塚廻り3号墳	6 C前	比較的幅広の帯の帯表は四条の平行線を引き、その間に斜行櫛歯文を交互に表わす。赤色塗彩する。右腰に小刀、鏡を左腰前に吊る。腰前に「へ」に帶端を垂らす。
12 腰に鈴を吊る巫女像	埼玉県行田市埼玉稻荷山古墳	5 C後	

それが古墳における祭祀儀礼に関わり、「細帯」着帶の儀装服飾制を編み出し、拡めたのではないかと考えたい。事実、埴輪人物像に見られる「細帯」着帶の事例は、現在のところ銙板を表現し、心葉形垂飾や吊飾鉢などを具象的に表現しているものは確認されていない。銙帶とは異なる独自の儀装服飾具としての帶装を示している。その最大の特徴は5世紀代中・後期から6世紀前半代にあってそれらの「細帯」着帶仕様がその両帶端を「入」形に下腹部前面、または脇腹から腰に垂らしている。いわゆる「垂れ帯」の表現を採っていることである。「垂れ帯」というよりも肩から掛けた鋸歯文様袈裟襷様の帶を腰に巻いてその端末を右腹前に垂らした表現を採ったのが上芝古墳出土の巫女像にあり、また、肩から掛けた袈裟襷とは別に腹巻き様に巻いた太帶の下帶として着けた「細帯」の端を「入」形に腹前に表わした塚廻り3号墳の巫女像などの存在することから見て「細帯」着帶の儀装服飾制が「太帶」以前に普及していたことは疑う余地はない。「太帶」がシャーマニズムの呪術的性格の強い「細帯」から何らかの契機を得て創出されたものであり、それに権威表徴の服飾具として採用されていた銙帶が金銅装太帶の創出に大きくあずかっていたことを埴輪人物像の帶装表現は



第181図 帯を表現した埴輪人物像

示しているといって間違いないところであろう。

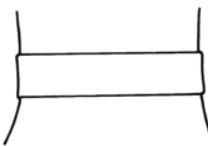
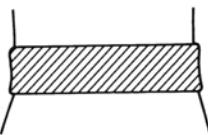
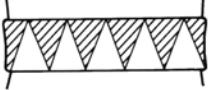
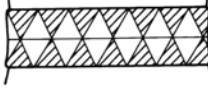
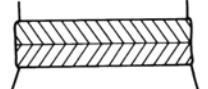
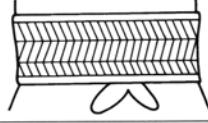
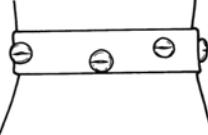
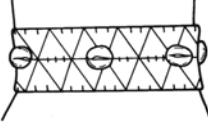
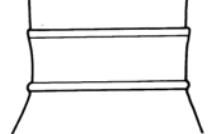
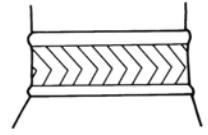
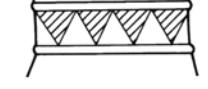
「細帯」の多くに見られる帶端部を垂れ帯様に表現する様式が、銙帶の玉佩の装着に倣った垂れ飾りの一種と見るべきものなのは、検討を要するものと思われるが、また、それがいわゆる双脚輪状文の脚部形状に共通した形状であることも興味あるところである。

そして、「細帯」のもう一つの特徴として注意したいのが、第44表の3・5・6・12の事例に見られるごとく、帯表に鋸歯文を表わしたもののが普遍しているということである。鋸歯文は、そのモティーフとしたのが波頭、転じて海原で、それがわだつみの世界を表徴する呪術的性格の強い文様という見解に筆者は多く魅かれるが、こうした見解に対して、帯状に三角形文を連ねる図様表現を蛇体・竜体の鱗をモティーフとして、鋸歯文を表現した帶を蛇体、あるいは竜体に仮想し、その靈力にあづかろうという呪術的意志を表わしたものとする見解も存在する。いずれにせよ、呪術的性格を示す文様として鋸歯文が普及していたことは、埴輪人物像の服飾デザインとして一般的に認められるばかりか、埴輪家・埴輪器財類にも好んで採用されているのであり、また、装飾古墳の壁画文様の主構成文様であることも良く知られている。呪術・辟邪・冥界を象徴する文様であったことは間違いないところである。

鋸歯文表現の「細帯」・「帯襷」が5世紀中葉期から6世紀前半期における中小規模古墳に配置された埴輪人物群内の巫女像や彈琴男子像に普遍的な採用が認められるということは、「太帶」出現以前に、すでに古墳造営社会に広く「細帯」・「帯襷」を制式とする儀装服飾具が普及していたことを示していることに他ならない。太帶の出現は、こうした古墳造営社会の身分秩序を顕現させる儀装服飾具として、その支配豪族層に採用されるべく、創出されたものだったのではないだろうか。

こうしたことを表すかのように「太帶」を表現した埴輪人物像としては第45表のごとく貴人層を表わしたと考えられる12例が特徴的である。そのうち、

第46表 太帶着帯を表現する埴輪人物像の太帯表現仕様の分類

分類	表現仕様の分類	模 式 図	資 料 例
I	1 短冊形無文太帯		盛装男子立像（太田市由良） 盛装男子立像（藤岡市三本木） 椅子に座す巫女像
	2 短冊形赤色塗彩太帯		
II	1 短冊形有文太帯(I) a 単一鋸歯文帯 b 重列鋸歯文帯	II-1-a:  II-1-b: 	盛装男子立像（藤岡市白石） 盛装男子立像（高崎市綿貫観音山古墳）
	2 短冊形有文太帯(II) a 杉綾文太帯 b 三段交互斜行櫛 歯文太帯	II-2-a:  II-2-b: 	盛装男子立像（群馬大泉町古海出土） 椅子に座す巫女（太田市塚廻り3号墳）
III	1 短冊形無文鈴飾太帯		盛装男子立像（高崎市綿貫観音山古墳）
IV	1 短冊形有文鈴飾太帯		盛装男子胡座像（高崎市綿貫観音山古墳）
V	1 細紐縁取無文太帯		鷹��い男子立像（太田市オクマン山古墳） 盛装男子立像（赤堀町出土） 盛装男子立像（群馬境町伝天神山古墳） 盛装男子立像（藤岡市出土）
VI	1 細紐縁取有文太帯 a 縁取紐突帶付 杉綾文太帯 b 縁取紐突帶付 鋸歯文太帯	VI-1-a:  VI-1-b: 	盛装男子立像（群馬大泉町古海）

第6章 小 結

2例が巫女像である他は、いずれも盛装男子像とされるもので、覗と考えられる綿貫觀音山古墳の椅子に胡座する男子像を除けば、いずれも双脚男子立像である。それらは、いわゆる盛装し、威儀を正したポーズを示す豪族社会の首長・その親族・近習を表現したものとするのが適わしい。12例にすぎない事例からは結論を急ぐことは避けなければならないが、いずれも群馬県内古墳出土のものであるということは注意してよいであろう。金銅装太帯の実物例3例のうち、2例が群馬県内の古墳出土であり、前述した不二山古墳出土の金銅縁取り太帯を加えれば、3例ということになり、しかも、その群馬県内の古墳が上毛野地域の中核地域を形成した地に分布する主体部が角閃石安山岩截石を壁材とする前方後円墳という共通した特徴も認められるのである。6世紀後半期に位置づけられる古墳である。

太帶着帶表現の男子像は、いずれも6世紀後半代に位置づけられる古墳であり、その時期を遡る事例は巫女像の2例で、埼玉稻荷山古墳出土例と太田市塚廻り古墳群3号墳出土例とである。太帶着帶男子像の分布は、6世紀後半代になり、太帶着帶儀装的服飾の服式が上毛野地域の有力豪族層の社会に少なくとも盛行したものであったことを示しているといえはしないだろうか。

次に、埴輪人物像に見られる太帶着帶表現の仕様から型式分類を試みたのが第46表である。

大きく、(I) 短冊形無文太帯、(II) 短冊形有文太帯、(III) 短冊形無文鈴飾太帯、(IV) 短冊形有文鈴飾太帯、(V) 細紐縁取無文太帯、(VI) 細紐縁取有文太帯に分類できる。I-1類とされる短冊形赤色塗彩太帯と、VI-1類とした細紐縁取有文太帯は分類上存在が想定されるが、現存事例は明らかでない。現存事例の多いのは、V-1類とした細紐縁取無文太帯で、鷹飼い男子立像(オクマン山古墳)、盛装男子立像3例(赤堀町出土、境町天神山古墳出土、藤岡市出土)の4例があり、このことは、太帯の帯表が皮革装、あるいは布帛装(綿織?)が存在し、むしろ、太帯のなかではV-1類のものが普遍的に存

在したことを見かがわせる。それに続いて、I-1類に分類した短冊形無文太帯が3例と多く、初期の事例では巫女像(埼玉稻荷山古墳)があり、他の2例が盛装男子立像(太田市由良出土、藤岡市三本木出土)である。V-1類と共に通する仕様で、金銅装太帯をこれら埴輪人物像太帯表現仕様の分類に位置づければ、さしつめI-1類またはV-1類太帯ということになり、金銅装鈴飾太帯はIII-1類、短冊形無文鈴飾太帯が該当する。綿貫觀音山古墳の造営社会にあっては、III-1類に分類された短冊形無文鈴飾太帶着帶を表現した盛装男子双脚立像=振り分け髪で威儀をただす盛装男子立像=が最高権威の座にあった被葬者を象ったものということになろう。IV-1類の短冊形有文鈴飾太帯は、これを素直に見れば、帯表の2段鋸歯文とその隣り穴表現は金銅装一枚板の表飾板とするには難があろう。葬送祭祀を主祭する覗(首長権を継承する次の首長)の儀装服飾具と位置づけるのが適わしい。I-1類、短冊形無文太帯は、それを着帶表現していた盛装男子立像がIII-1類、短冊形無文鈴飾太帯を着帶表現する盛装男子立像に陪席する人物像である。觀音山古墳の造営社会にあっては、III-1類太帯とVI-1類太帯とを最高権威表徴の服飾具として、I-1類太帯をそれに次ぐ権威表徴の服飾具とする儀装服飾式が制定されており、その制定の規準に吊飾鈴があったことは明らかである。

綿貫觀音山古墳の金銅装鈴付太帯は、同古墳の造営社会が在来のシャーマニズム的宗教観に支えられて、その葬送儀礼を完結していることを埴輪人物像の着帶事例とともに具体的に伝えているといえるのではないだろうか。

参考文献

- 町田 章「古代帶金具考」『考古学雑誌』第56巻-1号 1970
町田 章「帶金具」「埼玉・稻荷山古墳」埼玉県教育委員会 1980